伐採届出制度について

～佐伯市役所　林業課～

①森林法に関する手続き（伐採にかかる届出等）

普通林

令和5年4月から運用見直し

① 森林経営計画を策定しない森林

☑ 伐採前：市町村に「伐採及び伐採後の造林の届出書（以下、伐造届」を提出
提出時期：伐採を始める９０日前から３０日前まで

☑ 伐採後：市町村に「伐採にかかる森林の状況報告書」を提出
提出時期：伐採完了後３０日以内
※主伐の場合のみ。間伐は提出の必要はありません。

☑ 造林後：市町村に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出
提出時期：造林完了後３０日以内
※造林には、天然更新を含む。

② 森林経営計画を策定する森林

☑ 施業前：計画策定者を通して計画に掲載
伐採：森林経営計画の伐採計画に掲載が必要
造林：森林経営計画の造林計画に掲載が必要

☑ 伐採･造林後：計画策定者を通して市町村に「事後の届出」を提出

①または② いずれかの対応

保安林

① 主伐の場合

☑ 伐採前：振興局に「伐採許可申請書」を提出
申請時期：２，６，９，１２月

☑ 伐採後：振興局に「伐採完了届出書」を提出
提出時期：伐採完了後３０日以内

☑ 植栽後：振興局に「植栽完了届出書」を提出
提出時期：植栽完了後３０日以内

② 間伐の場合

☑ 伐採前：振興局に「間伐届出書」を提出
提出時期：間伐実施２０日以上前まで

③ 作業道・土場開設の場合

☑ 作業前：振興局に「作業許可申請書」を提出
申請時期：作業実施２週間以上前まで

さらに

造林補助金の申請をする場合は、
施業前に「森林経営計画への掲載」も必要

今回の改正内容(森林法施行規則の追加部分)

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第九条　法第十条の八第一項の届出書は、伐採を開始する日前九十日から三十日までの間に提出しなければならない。

２　前項の届出書は、伐採をする者と伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

３　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　届出の対象となる森林の位置図及び区域図

二　届出者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

三　届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

四　届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

五　届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類

六　届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

七　前各号に掲げるもののほか、市町村の長が必要と認める書類

４　前項第六号に掲げる書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができる。

一　届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合

二　地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合

三　届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

どのような書類が追加となるのか？

- ①届出者の確認書類
  届出者の身分証明となる書類が必要となります。
- ②他法令の許認可関係書類
  他の法令による規制等のある森林について、その法令の許認可を受けていることが分かる書類が必要となります。
- ③土地の登記事項証明書等
  森林の所有者であることが分かる書類が必要となります。
- ④伐採の権限関係書類
  伐採を行うことができるという権利を有していることが分かる書類が必要となります。
  (伐採者が森林所有者でない場合のみ)
- ⑤隣接森林所有者との境界関係書類
  伐採区域について、届出申請者の所有している森林以外を伐採しないことが分かる書類の提出が必要となります。

①届出者の確認書類

～個人の場合～

氏名・住所がわかる書類の写し

・例　運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証

公的機関から発送された氏名・住所の書かれた書類

（市役所発送の文書や封筒など、氏名・住所が分かるもの）

～法人でない団体の場合～

代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

＊無い場合には、個人の場合における確認書類の提出を、お願いいたします。

～法人の場合～

法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類

法人の名称及び所在地がわかる書類等

＊提出２回目以降は、５年を期限に提出不要となります。

＊伐採をする者と伐採後の造林をする者が連名で届出書を提出する場合(伐採者と造林者が異なる場合)には、それぞれの者が添付するようお願いいたします。

②他法令の許認可関係書類(該当時のみ)

届け出対象の森林の伐採に関して、他の行政庁の許認可が必要となる場合に、その申請状況がわかる書類となります。

主な規制について　砂防指定地(砂防法2条)
急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地崩壊による災害防止の法律3条)
鳥獣保護区(鳥獣法29条)など

＊林地転用伐採を行う際にも、関係法令の許認可通知の写しが必要となります。

資料　他法令の許認可関係書類

許認可申請状況に係る報告

年　　月　　日

佐伯市長　田中　利明　様

住　所

氏　名

届出の対象となる森林の伐採及び開発については、次のとおり必要な手続を進めています（進める予定です）。

・許認可の種類　　＿＿＿＿＿法第＿＿＿条の木竹の伐採許可

・申　請　先　　＿＿＿県＿＿＿＿部＿＿＿＿課

・申請年月日　　＿＿年＿＿月＿＿日

（又は申請予定時期）

③土地の登記事項証明書等

- 届出者に土地所有権または造林権限があることがわかる書類となります。

例　土地の登記事項証明書、土地の売買契約書、固定資産税納税通知書、
　　遺産分割協議書、贈与契約書、伐採後の造林に係る受委託契約書

＊林地台帳等にて確認できるものについては提出を簡略化できます。
＊口頭による所有権移転については、その状況説明が記載された書類の提出をしていただきます。

資料1　土地の登記事項証明書等(林地台帳等)

土地の登記事項証明書の代替について

年　　月　　日

佐伯市長　田中　利明　様

住　所

氏　名

森林法施行規則第９条第３項第４号に掲げる書類は、下記のいずれかのとおりです。

・林地台帳

・固定資産税台帳

・固定資産税納税通知書

・森林の土地の所有者届出書

＊当てはまるものについて、丸で囲んでください。

資料2　土地の登記事項証明書等

森林の土地の所有権について（記載例）

年　　月　　日

佐伯市長　田中　利明　様

住　所

氏　名

本届出の対象の森林の土地について、登記簿上の所有者は森林太郎氏ですが、○年○月○日に森林太郎氏から○○○○が口頭契約により購入したため、現在の所有者は届出者である○○○○です。

④伐採の権限関係書類(<u>届出者が土地所有者でない場合</u>)

- 立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権限を有することがわかる書類となります。

例　立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、
　　伐採に係る同意書・承諾書・受委託契約書

＊口頭契約などにより証明するものが無い場合については、その契約の状況を記載した書類を提出していただきます。

資料　伐採の権限関係書類

森林の伐採権原に係る状況説明書（記載例）

年　　月　　日

佐伯市長　田中　利明　様

住　所

氏　名

例１）

　○○市○○町○○○－○の森林の立木は、○年○月○日に登記簿上の森林の土地の所有者である森林花子氏から届出者である△△林業が購入したものです。なお、森林花子氏との売買契約は口頭により行われたため、契約書は存在しません。

例２）

　森林太郎氏が所有する土地（○○○－○番地）の立木については、○年○月○日に(有)○○林業を介して購入している。当方と(有)○○林業の立木売買は別添の契約書に基づき行っているが、森林太郎氏と(有)○○林業の立木売買は口頭により行われていたため契約書は存在しない。

＊契約書があるもの((有)○○林業と当方)については添付をお願いいたします。

森林の伐採権原が発生した状況の説明に関する記載をお願いいたします。

⑤隣接森林所有者との境界関係書類

- 伐採区域に関して、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類となります。

例　境界確認に立ち会った者の氏名・日時などの、境界確認時の状況を記載した書類
　　現地立会写真

提出の省略ができる場合
・隣接森林と境界が接していないと分かる場合(隣接森林から距離を置いて伐採することが確認できる時など)
・谷や尾根などで隣接森林の土地との境界が明らかである場合
・隣接森林所有者と境界の確認を行うと認められる場合(誓約書を記載していただきます)

資料1　隣接森林所有者との境界関係書類(確認のできる場合)

隣接森林所有者との境界確認の状況について（記載例）

年　　月　　日

佐伯市長　田中　利明　様

住　所

氏　名

○○市○○町○○○－○の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
○○○－△	○○市○○町○○	森林三郎	○年○月○日　現地立会
○○○－□	○○市○○町○○	森林四郎	○年○月○日　現地立会
○○○－▲	○○市○○町○○	森林花子	○年○月○日　書面通知により承諾

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。

資料2　隣接森林所有者との境界関係書類(確認のできない場合)

隣接森林所有者との境界確認の状況について（記載例）

年　　月　　日

佐伯市長　田中　利明　様

住　所

氏　名

○○市○○町○○○－○の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
○○○－△	○○市○○町○○	森林三郎	○年○月○日　現地立会
○○○－□	○○市○○町○○	森林四郎	○年○月○日　現地立会
○○○－▲	○○市○○町○○	森林花子	○年○月○日　書面通知

○○○－▲の森林の所有者である森林花子氏に境界確認に係る書面を送ったものの当該書面が返送され、連絡がつかない状況です。

このため、伐採する森林の境界については、地籍図や地域の精通者である森林四郎氏の意見を参考とし、判断しました。

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。

資料3　隣接森林との境界関係書類(誓約書)

隣接森林所有者との境界確認に係る誓約書(記載例)

年　　月　　日

佐伯市長　田中　利明　様

住　所

氏　名

弊社は○○市○○町○○○－○の森林の立木の伐採にあたり、伐採開始時までに、隣接する○○○－△の森林所有者である森林太郎氏、○○○－□の森林所有者である森林花子氏と境界の確認を行うことを誓約します。